

我が国における建設汚泥の海洋投入処分量削減に向けた今後の方向性について

1. 概要

我が国における産業廃棄物の海洋投入処分量削減を図るため、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」(平成 17 年環境省告示第 96 号)の改正を行い、平成 28 年 1 月 29 日に公布したところ(平成 29 年 4 月 1 日施行)。今後、建設汚泥の海洋投入処分量の削減に向けた取組を一層進めていく。

2. 背景・経緯

- (1) 船舶等からの廃棄物その他の物の投棄については、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)及びその内容を強化した「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」(ロンドン議定書)において国際的な規制がなされており、これを国内担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。)等で所要の規定が設けられている。
- (2) 海洋汚染等防止法においては、船舶等からの廃棄物の海洋投入処分を原則禁止しているが、一部の廃棄物(赤泥、建設汚泥、しゅんせつ土砂等)については、例外的に、厳格な許可基準を満たす場合にのみ、環境大臣の許可を受けた上で、海洋投入処分を行うことを認めている。
- (3) 我が国において海洋投入処分されてきた産業廃棄物のうち、赤泥については、平成 27 年 3 月末をもって海洋投入処分が終了したが、建設汚泥は依然として海洋投入処分されており、産業廃棄物の海洋投入処分量は他の締約国に比べて多い状況にある。
- (4) このため、環境省においては、今後の我が国における建設汚泥の海洋投入処分量削減に向けた検討を行い、平成 28 年 1 月 29 日に、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」(平成 17 年環境省告示第 96 号)の改正を行った(平成 29 年 4 月 1 日施行)。

3. 主な制度改正及びそれに伴う取組

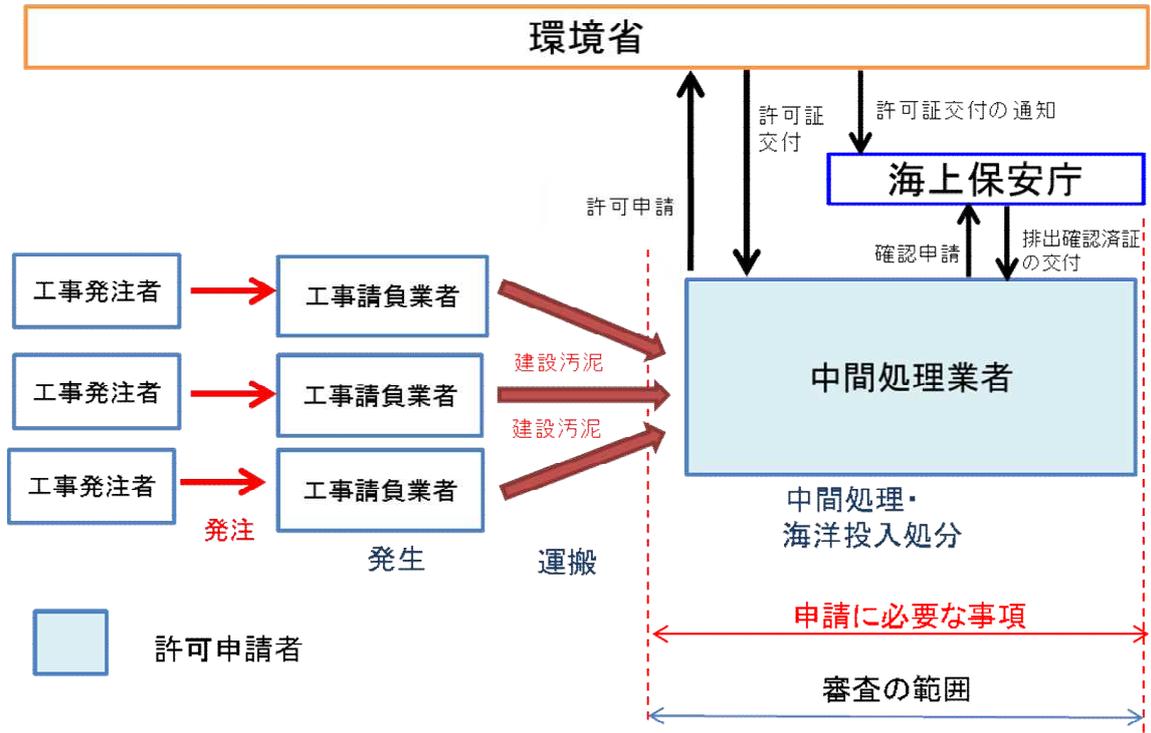
- (1) 建設汚泥の海洋投入処分に係る許可申請者について、従来の中間処理業者から、建設汚泥の発生する事業の発注者に変更する。
- (2) 建設汚泥についても、海洋投入処分に係る許可申請書の添付書類において、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物の海洋投入処分に至る処理の過程

廃棄物の発生量の削減に関する取組
を記載させることとする。

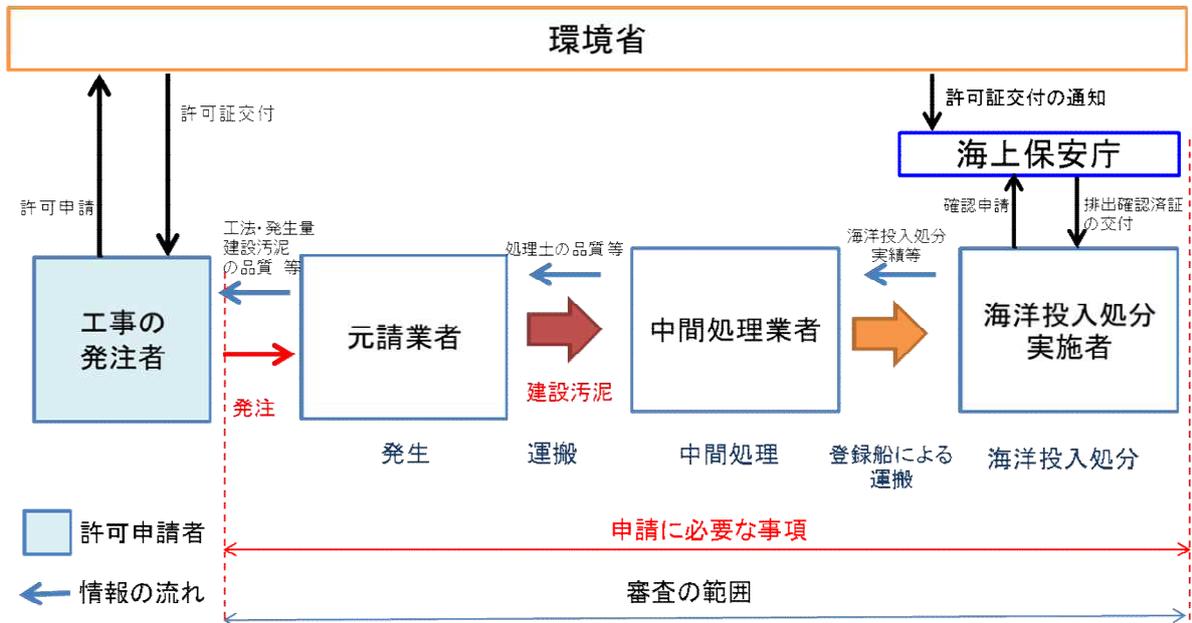
- (3) これまでは許可申請者に対し、許可期間を複数年度として、各年度の処分上限量を示す形での許可発給を行ってきたが、許可申請者を事業の発注者に変更することに伴い、許可の単位を個々の工事により発生する建設汚泥ごと(工区等で区別して申請することは可能)に変更する。
- (4) 制度改正に合わせて、許可基準の一つである『海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること』の審査を厳格化し、海洋投入処分全廃に向けた取組を推進する。
例えば、当該許可の審査においては、広く国内全域を対象として管理型処分場における受入れが不可能なことが客観的に判断できる資料(処分場からの文書による受入れ拒否の回答等)が確認できない限り、『海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること』に適合すると認めないこととする。

(参考 廃棄物の海洋投入処分許可申請に係る関係者の構成)

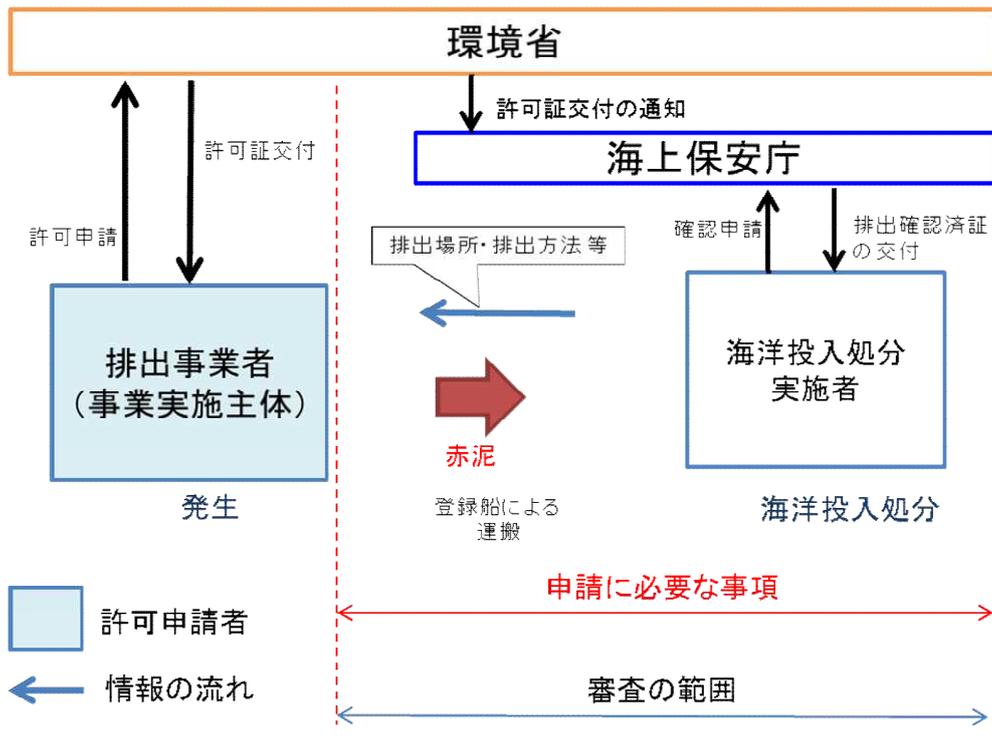
【建設汚泥（変更前）】



【建設汚泥（変更後）】



【赤泥】



【一般水底土砂】

